

第53号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第30条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第47条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第65条及び第67条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第142条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第11条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第14条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第16条の2第5項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第16条の2に次の1項を加える。

8 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第17条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第23条の見出し及び同条第1項中「及び都市計画税」を削る。

附則第28条の2を次のように改める。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

第28条の2 附則第23条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

附則第30条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第30条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第93条第2号ア	3,900円	1,000円
----------	--------	--------

	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第93条第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第93条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第32条の2を次のように改める。

第32条の2 削除

（芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号）

の一部を次のように改正する。

第1条中芦屋市市税条例附則第30条の改正規定を次のように改める。

附則第30条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以
下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14
年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定
の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第93条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条の表中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中芦屋市市税条例第19条第2項及び第30条の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日

- (2) 第1条中芦屋市市税条例第13条第2項の改正規定並びに附則第11条第1項及び第32条の2の改正規定並びに次条第4項及び附則第6条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第13条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第16条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第16条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例第142条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第30条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の芦屋市市税条例附則第32条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第103条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第106条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第106条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の
----------	----------	--

		地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第106条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第106条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第106条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第100条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改

正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項,	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年芦屋市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項,
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第10条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項、第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定

第106条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第108条の2	第106条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第107条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき

430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	，第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第106条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第108条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第109条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

1 1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	，第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項

第7項の表第10条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第106条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第108条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第109条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項に

		において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	, 第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第106条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第108条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第109条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

参 照

芦屋市市税条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い，関係条文を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 個人市民税

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について，その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年（現行は平成29年）まで延長することとする。

（附則第14条の3の2）

イ 固定資産税及び都市計画税

(ア) 児童福祉法の規定により市の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産について，固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講じることとする。

（第65条及び第67条）

(イ) 次に該当する固定資産について，都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講じることとする。（第142条）

a 児童福祉法の規定により市の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に供する家屋

b 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する土地及び家屋

(ウ) 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設

の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び当該施設に附属する避難用の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、協定の締結又は建築若しくは取得の翌年度及びその後5年度分に限り、課税標準をその価格に2分の1を乗じて得た額とする。(附則第16条の2)

- (エ) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年度分に限り、3分の2に相当する額を減額する。(附則第16条の2)
- (オ) 土地の価格の据置き年度(平成28年度又は平成29年度)において、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することとする。
(附則第17条の2)

ウ 軽自動車税

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成28年度に次の特例措置を講じることとする。(附則第30条)

【対象車及び軽課割合】

対象車		軽課割合
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制(※1)からNOx 10%低減)		概ね75%軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車 (※2)	(乗用車) 平成32年度燃費基準+20%達成 (貨物車) 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
	(乗用車) 平成32年度燃費基準達成 (貨物車) 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

(※1) ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制

(※2) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【軽課を適用した場合の税率】

車種区分		標準税率 (年額)	軽課税率 (年額)			
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪 以上	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

エ 市たばこ税

(ア) 紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率の特例(1,000本につき2,495円)を廃止し、次に掲げる期間における税率は、それぞれに定める額とする。(旧附則第32条の2及び改正附則第6条)

a 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1,000本につき2,925円

b 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

1,000本につき3,355円

c 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1,000本につき4,000円

(イ) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととする。(改正附則第6条)

オ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年芦屋市条例第16号)の一部改正(第2条関係)

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、標準税率の概ね100分の20を重課する特例措置に係る規定の整理

3 施行期日

- (1) 2(1)ア・イ・ウ・オ, (2)の規定 公布の日
- (2) 2(1)オの規定 平成28年1月1日
- (3) 2(1)エ・オの規定 平成28年4月1日